

東京医科歯科大学学部学生海外拠点派遣助成制度に関する規則

平成26年12月17日
規則第142号

(目的)

第1条 本学の学部学生に対して、本学の海外拠点で研究を行う機会を提供し、豊かな感性と国際性を持つ人材の育成を行うことを目的として、東京医科歯科大学学部学生海外拠点派遣助成制度（以下「制度」という。）を定めるものとする。

(対象)

第2条 制度の対象となる学生は、心身共に健全にして学業優秀と認められるとともに、各海外拠点で実施している研究に強い関心を有する学部学生で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（短期派遣）奨学金（以下「JASSO 奨学金」という。）に申請済又は申請を予定している者とし、各学部学科2年次以上とし、海外滞在期間は8日以上を対象とする。ただし、学業不振により留年した学生は除くものとする。

(申請方法)

第3条 対象学生は、所属する学部の長に別に定める申請書を提出しなければならない。
2 各学部においては、申請書を取りまとめのうえ学長に申請するものとする。

(対象学生の決定)

第4条 対象学生は、各学部からの推薦に基づき学長が決定する。
2 学長は、前項の決定を行ったときは、本人へ速やかに通知するものとする。

(助成金の支給)

第5条 対象学生に対しては、海外拠点派遣助成金（以下「助成金」という。）を支給する。
2 助成金は、原則として東京医科歯科大学基金をもって充てるものとする。
3 助成金は、JASSO 奨学金の支給と同様とし、上限を30万円とする。ただし、JASSO 奨学金および東京医科歯科大学学部学生海外研修奨励金を受給する学生に対しては、助成金を支給しないものとする。

(助成金支給対象者数)

第6条 助成金の支給対象者数は、原則として年度を通じて次の各号により決定する。
(1) 医学部医学科 9名以内

- (2) 医学部保健衛生学科看護学専攻 3名以内
- (3) 医学部保健衛生学科検査技術学専攻 2名以内
- (4) 歯学部歯学科 4名以内
- (5) 歯学部口腔保健学科 2名以内

2 特に学業優秀と認められるなど、学長が特に必要と認める場合は、前項各号に定める支給対象者数の上限を超えることができるものとする。

(報告)

第7条 助成金の支給を受けた者は、別に定める研修報告書により、海外研修終了後30日以内に学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 制度に関する事務は、医学部事務部及び歯学部事務部の協力を得て、統合国際機構事務部国際交流課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。